

改正

平成29年3月27日告示第21号
平成30年7月27日告示第51号
平成30年9月28日告示第68号
令和元年9月30日告示第15号の3
令和2年11月12日告示第84—2号
令和3年3月25日告示第24号
令和4年3月15日告示第19号
令和4年9月12日告示第90号
令和6年3月26日告示第23号

多可町介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱
(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項及び法第115条の45の3第1項の規定に基づき本町が実施する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）について、法、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）及び地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知。以下「通知」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(事業区分等)

第2条 本町が実施する総合事業は、法第115条の45第1項第1号に掲げる事業（以下「第1号事業」という。）及び法第115条の45第1項第2号に掲げる事業（以下「一般介護予防事業」という。）で構成し、内容等は、別表第1の通りとする。

(対象者)

第3条 総合事業によるサービスの対象者は、省令第140条の62の4に掲げる者に該当する被保険者（以下「居宅要支援被保険者等」という。）であって、介護予防ケアマネジメントにより当該サービスを提供する必要があると認めたものとする。

(事業の形態)

第4条 事業は、多可町が実施するほか、次に掲げる方法により事業を実施することができる。

- (1) 省令第140条の69に定める基準に適合する者への委託による方法
- (2) 指定事業者（法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者をいう。）による実施の方法
- (3) 事業のうち介護予防ケアマネジメントについては、地域包括支援センターが実施するほか、指定居宅介護支援事業者（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。）に委託して実施することができる。

(費用負担)

第5条 第1号事業を利用する者（以下「利用者」という。）は別表第2に定める単位数に1単位の単価を乗じて算定した費用の額（その額が現に当該サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現にサービスに要した費用の額とする。）の100分の10（法第59条の2第1項の規定が適用される場合にあつては100分の20、同条第2項の規定が適用される場合に

っては100分の30) に相当する額とし、算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。

- 2 別表第1に規定する介護予防ケアマネジメント事業に係る利用者負担は、無料とする。
- 3 保険料滞納者への事業の給付制限等については、法第66条、第67条及び第69条に規定する保険給付の制限等に準ずるものとする。
- 4 一般介護予防事業に係る利用料は、原則無料とする。ただし、利用者は次に掲げる費用を負担しなければならない。
 - (1) 食材料費
 - (2) その他事業の実費負担分
(総合事業費の支給)

第6条 町長は、指定事業者が行う総合事業の利用者に対し、総合事業費を支給するものとする。

- 2 総合事業費の支給額は、別表第2に定める単位数に次項の1単位当たりの単価を乗じて得た額の100分の90(法第59条の2第1項の規定が適用される場合にあつては100分の80、同条第2項の規定が適用される場合にあつては100分の70)とする。
- 3 1単位当たりの単価は、10円とする。
- 4 町長は、法第115条の45の3第3項の規定に基づき、総合事業を利用した居宅要支援被保険者等に代わり、指定事業者に総合事業費を支払うものとする。
- 5 町長は、法第115条の45の3第6項の規定に基づき、同条第5項に規定する審査及び支払に関する事務を国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会に委託するものとする。

(区分支給限度基準額)

第7条 総合事業費に係る区分支給限度基準額は、居宅介護サービス費等区分支給限度基準額及び介護予防サービス費等区分支給限度基準額(平成12年厚生省告示第33号)第2号イに規定する要支援1の区分に係る単位数により算定した額とする。ただし、町長が必要と認めた場合は、同号ロに規定する要支援2の区分に係る単位数により算定した額とすることができる。

(高額介護予防サービス費相当事業)

第8条 町長は、総合事業によるサービス利用に係る利用者負担の家計に与える影響を考慮し、法第61条に規定する高額介護予防サービス費の支給に相当する事業(以下「高額介護予防サービス費相当事業」という。)を実施するものとする。

- 2 前項の支給額の算定は、居宅介護支援被保険者が受けた総合事業に係る利用者負担額と、当該被保険者と同一世帯に属する者の総合事業以外の法に基づく保険給付に係る利用者負担額の1月の合計額が、政令第29条の2の2に規定する上限額を超えるときに、法第51条又は第61条に規定する高額介護サービス費の額を算定した後に、高額介護予防サービス費相当事業の支給額を算定する方法により行うものとする。

(高額医療合算介護予防サービス費相当事業)

第9条 町長は、総合事業によるサービス利用に係る利用者負担及び医療保険給付に係る自己負担額の家計に与える影響を考慮し、法第61条の2に規定する高額医療合算介護予防サービス費の支給に相当する事業(以下「高額医療合算介護予防サービス費相当事業」という。)を実施するものとする。

- 2 前項の支給額の算定は、居宅介護支援被保険者が受けた総合事業に係る利用者負担額と、

当該被保険者と同一世帯に属する者の総合事業以外の法に基づく保険給付に係る自己負担額及び医療保険給付に係る自己負担額の1年間の合計額が、政令第29条の3に規定する上限額を超えるとときに、法第51条の2又は第61条の2に規定する高額医療合算介護サービス費の額を算定した後に、高額医療合算介護予防サービス費相当事業の支給額を算定する方法により行うものとする。

(事業受託者)

第10条 第4条第1号及び第2号の規定により、総合事業の委託を受けた者（以下「事業受託者」という。）は、総合事業の実施に係る経費を他の事業に係る経費と明確に区分し、会計処理を行わなければならない。

- 2 事業受託者は、委託を受けて提供するサービスについて、実施月ごとに、多可町介護予防・日常生活支援総合事業実施状況報告書（様式）により町長報告しなければならない。
- 3 事業受託者は、サービス利用状況を明らかにできる書類のほか、経理に関する帳簿等必要な書類を備え付けなければならない。
- 4 その他委託に関して必要な事項は、この告示に定めるところに従い、この告示に定めのない事項については、別に委託契約で定める。

(清潔の保持等)

第11条 事業者は、事業に従事する者（以下「従事者」という。）の清潔の保持及び健康状態の管理のための対策を講じなければならない。

- 2 事業者は、当該事業所の設備、備品等について、衛生的な管理を行わなければならない。
- 3 第1号通所事業を実施する事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理を行い、及び衛生上必要な措置を講じなければならない。
- 4 第1号通所事業を実施する事業者は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じなければならない。

(秘密保持等)

第12条 従事者及び従事者であった者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 事業者は、当該事業所の従事者及び従事者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
- 3 事業者は、利用者及びその家族の個人情報を用いる場合は、利用者にあつては利用者本人に、その家族にあつては当該家族に対し、あらかじめ文書により、それぞれ同意を得なければならない。

(事故発生時の対応)

第13条 事業者は、利用者に対する事業の実施により事故が発生した場合に、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントを行う地域包括支援センター等及び町に連絡を行うとともに、必要な措置を講じること。
- (2) 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。
- (3) 賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うこと。

(事業の廃止、休止又は再開の届出及び便宜の提供)

第14条 事業者は、当該サービスの事業を廃止し、休止し、又は再開しようとするときは、その廃止、休止又は再開の日の1月前までに、別に定める様式により、町長へ届け出なければならない。

ならない。

2 事業者は、前項の規定による事業の廃止、休止又は再開の届出をしたときは、当該届出の日の前1月以内に当該事業所においてサービスを受けていた者であって、当該事業の廃止、休止又は再開の日以後においても引き続き従前のサービスの提供を希望するものに対し、必要なサービス等が継続的に提供されるよう、介護予防ケアマネジメントを行う地域包括支援センター又は他のサービス事業者その他の関係者との連絡調整等の便宜の提供を行わなければならない。

(関係機関との連携)

第15条 町長は、事業に関係する機関との連携を図り、事業による効果が期待される居宅要支援被保険者等の早期発見に努めるほか、利用者に対する支援が円滑かつ効果的に行われるよう努めるものとする。

(委任)

第16条 この告示に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月27日告示第21号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年7月27日告示第51号)

この告示は、平成30年8月1日から施行する。

附 則 (平成30年9月28日告示第68号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年9月30日告示第15号の3)

この告示は、令和元年10月1日から施行する。

附 則 (令和2年11月12日告示第84—2号)

この告示は、令和2年12月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月25日告示第24号)

この告示中第1条の規定は令和3年4月1日から、第2条の規定は令和3年10月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月15日告示第19号)

この告示は、公布の日から施行し、改正後の多可町介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱の規定は、令和3年4月1日から適用する。

附 則 (令和4年9月12日告示第90号)

この告示は、令和4年10月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月26日告示第23号)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

事業区分	事業名	サービスの内容
第1号訪問事業	訪問介護相当サービス事業	訪問介護員による身体介護、生活援助を行うサービス (旧介護予防訪問介護に相当するサービス)

号事業		基準緩和訪問型サービス事業	訪問介護員等による調理や掃除、買物代行や同行等の家事援助（身体介助を除く）により自立に向けての日常生活支援を行うサービス
		短期集中訪問型サービス	保健・医療の専門職により提供される、3～6月の短期間で行われるサービス
	第1号通所事業	通所介護相当サービス事業	通所介護事業所において入浴、排せつ、食事等の必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行う通所サービス（旧介護予防通所介護に相当するサービス）
		短期集中通所型サービス	保健・医療の専門職により提供される、3～6月の短期間で行われるサービス
第1号介護予防支援事業	介護予防ケアマネジメント事業	要支援者等の心身の状況等に応じて、その状態等にあった適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う事業	
一般介護予防事業	介護予防把握事業		地域の実情に応じて収集した情報の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動へつなげるもの
	介護予防普及啓発事業		健康増進や介護予防活動の普及・啓発を行うもの
	地域介護予防活動支援事業		地域における住民主体の介護予防活動の育成・支援を行うもの
	地域リハビリテーション活動支援事業		地域における介護予防の取組を機能強化するために、通所、訪問、地域ケア会議等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進するもの

別表第2（第5条関係）

区分	サービスの種類	事業名	単位	備考
第1号訪問事業	現行の介護予防訪問介護相当サービス	訪問介護相当サービス事業	介護保険法施行規則第百四十条の六十三の二第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和3年厚生労働省告示第72号。以下「基準告示」という。）	ロ(1)については、要支援認定区分1の者にあつては原則月4回、要支援認定区分2の者にあつては月8回を限度とする。ロ(2)については、要支援認定区分1の者にあつては原

			別表単位数の訪問型サービス費に定める単位数。ただし、イ、ニ及びホを除く。	則月4回、要支援認定区分2の者にあつては月8回、事業対象者（介護保険法施行規則第140条の62の4第2号に定める者をいう。以下同じ。）にあつては原則月4回を限度とする。
緩和した基準によるサービス	基準緩和訪問型サービス事業	訪問介護員が行う調理や掃除、買物代行や同行等、軽度な日常生活上の訪問支援	1回当たり220単位 ただし、事業所と同一建物の利用又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合は、1回当たり198単位	要支援認定区分1の者にあつては月4回、要支援認定区分2の者にあつては月8回、事業対象者にあつては原則月4回を限度とする。
		一定の研修受講者が行う調理や掃除、買物代行や同行等、軽度な日常生活上の訪問支援	1回当たり200単位	要支援認定区分1の者にあつては月4回、要支援認定区分2の者にあつては月8回、事業対象者にあつては原則月4回を限度とする。
第1号通所事業	現行の介護予防通所介護相当サービス	通所介護相当サービス事業	基準告示別表単位数表の通所型サービス費に定める単位数。ただし、イ、ハ、ニ、ホ、へ、ト、チ、ヌ及びルを除く。	要支援認定区分1の者にあつては月4回、要支援認定区分2の者にあつては月8回、事業対象者にあつては原則月4回を限度とする。

様式 (第10条関係)

年 月 日

多可町長 様

所在地
事業者 名称
代表者名

多可町介護予防・日常生活支援総合事業実施状況報告書

多可町介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第10条第2項の規定により、次のとおり多可町介護予防・日常生活支援総合事業の実施状況について、報告いたします。

- 1 事業名称

- 2 実施月 年 月分

- 3 利用者数 人

- 4 延利用回数及びサービス時間数

	要支援	介護予防・生活支援サービス事業対象者	一般高齢者	利用者合計
利用者数				
延利用回数				
サービス時間数				

- 5 利用者別内訳 (別紙) 多可町介護予防・日常生活支援総合事業利用実績表

(別紙)

多可町介護予防・日常生活支援総合事業利用実績表 (年 月分)

事業名 _____

被保険者番号		利用者氏名		区分 (該当区分に○を記入)	要支援1・要支援2 介護予防・生活支援サービス事業対象者
--------	--	-------	--	-------------------	---------------------------------

回数	日	曜日	サービス時間		サービス内容	備考
1			時	分～時	分	
2			時	分～時	分	
3			時	分～時	分	
4			時	分～時	分	
5			時	分～時	分	
6			時	分～時	分	
7			時	分～時	分	
8			時	分～時	分	
			計			